

鹿屋市人口減少対策本部設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市人口減少対策本部設置要綱（令和4年鹿屋市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（かのや未来デザイン会議）

第3条 市長は、対策本部の所掌事務に関する意見等を求めるため、かのや未来デザイン会議を置くことができる。

2 かのや未来デザイン会議は、対策本部により付議された事項について説明を求め、対策本部に意見を述べるものとする。

3 かのや未来デザイン会議の構成、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。